

徳島県浄化槽法定検査実施要領

(目 的)

第1条 この要領は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第7条に基づく「設置後等の水質検査」（以下「7条検査」という。）及び第11条に基づく「定期検査」（以下「11条検査」という。）の実施に関する事項を定めるものとする。

(検査項目及び判定等)

第2条 検査の項目及び方法等は、「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項について」（平成7年6月20日付け衛浄第33号厚生省生活衛生局水道環境部長通知）、「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の検査内容及び方法、検査票、検査結果の判定について」（平成14年2月7日付け環廃対発第104号環境省廃棄物対策課浄化槽対策室長通知）及び「浄化槽法第7条及び第11条に基づく浄化槽の水質に関する検査の項目、方法その他必要な事項」（平成19年8月29日付け環境省告示第64号）による。

2 窒素除去性能を有する高度処理型浄化槽（地下浸透方式による場合に限る）については、毎年1回放流水の窒素濃度を検査するものとする。

(受検手続)

第3条 浄化槽管理者は、7条検査に係る手続きを当該浄化槽を設置する浄化槽工業者に委託することができる。

2 浄化槽管理者は、11条検査に係る手続きを当該浄化槽の保守点検又は清掃を行う業者に委託することができる。

(検査の受託及び検査日の通知)

第4条 指定検査機関は、7条検査又は11条検査の依頼を受けたときは、浄化槽管理者に検査予定日を通知しなければならない。

(検査の実施)

第5条 指定検査機関は、法定検査を当該指定検査機関の検査員に実施させるものとする。ただし、指定検査機関が、法第11条検査の一部を浄化槽保守点検業者に委託する場合にあつては、検査を適正に実施することができるとして指定検査機関の認定を受けた者（以下「特別認定管理士」という。）に実施させることができる。

2 検査は、概ね午前8時30分から午後5時までの間に、原則として浄化槽管理者の立会いを得て実施するものとする。

(身分証の提示)

第6条 検査を行う者は、検査員にあつては別記様式による身分証を、特別認定管理士にあつては指定検査機関が交付する身分証明書を携帯し、浄化槽の管理者その他の関係者から求められたときは、これを提示するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成18年2月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。

(別記様式)

写真 ちよう 付
機 指 関 定 名 検 査

身分証明書 平成 年 月 日 所属指定検査機関 氏名	この証明書を携帯する者は、浄化槽法第五十七条の規定により、浄化槽の水質に関する業務を行うに際して、検査員(又は雇用する者)であること。この規定は、浄化槽の水質に関する業務を行うに際して、検査員(又は雇用する者)であること。
所属指定検査機関の長 印	

(備考) 用紙の大きさは、日本工業規格 A7 とすること。